

総行応第131号
令和6年3月29日

各都道府県担当部局長 殿
(市町村担当課・地域振興担当課扱い)

総務省地域力創造グループ
地域力創造審議官
(公印省略)

地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱の一部改正について（通知）

日頃より地域活性化起業人制度の推進のため、格別の御配慮・御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日付け総行応第78号）の一部について、別添のとおり、新たに「副業型地域活性化起業人」を追加するなどの改正を行いますので、御了知のうえ取扱いに遺漏のないように御配慮願います。なお、本通知による取扱いは、令和6年度から特別交付税措置の対象となります。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村（地域振興担当課及び財政担当課）に確実に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別添)・「地域活性化起業人制度」（概要）

- ・「地域活性化起業人制度推進要綱」（改正後）
- ・「地域活性化起業人制度推進要綱」（新旧対照表）
- ・「地域活性化起業人の活用に係るQ&A」（改正後）
- ・「地域活性化起業人の活用に係るQ&A」（新旧対照表）

【担当】

総務省地域力創造グループ地域自立応援課
担当：小鍋理事官、手塚係長、松井事務官、松木事務官
電話：03-5253-5392（直通）
E-mail：chiikikasseikal@soumu.go.jp

「地域活性化起業人制度」推進要綱

令和3年3月30日（総行応第78号）制定

令和6年3月29日（総行応第131号）一部改正

第1 趣旨

我が国は人口減少時代に突入しており、その克服に向けては、地域に住む人々が自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成するため、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいくことが重要とされている。

人口減少時代が続けば、将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下を招き深刻な事態になるといった認識を、官民間わず共有し、的確な政策を地域全体で展開していくことが、今後重要となってくる。

こうした中で、地方圏へのひとの流れを創出することに向けて、三大都市圏に所在する企業等の社員が、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することは、地方自治体にとって、例えば、マーケティング技術を活かした観光客の誘客や地域特産品の販路開拓、企業のノウハウを活かした地域中小企業支援や、中心市街地活性化の実施、専門的知識を活かしたデジタル化の推進など、企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開することができるため、有効な方策と考えられる。また、企業にとっても、社員の人材育成や地方圏との人的交流のみならず、企業における社会貢献を新しい形で果たすことや、経験豊富なシニア人材への新たなライフステージの提供などにもつながる。

また、近年、都市住民の地方への関心が高まり、企業においても社員の副業を認める潮流が加速する中、都市部の企業人材の「自らのスキルで社会貢献したい」というニーズを生かし、副業の形態により企業人材が個人として地域活性化の取組を展開することも、地方の関係人口の創出・拡大にも資する有益な方策と考えられる。

これらを踏まえ、総務省としてより幅広い観点から、地域を起こす企業人材の仕組みとして、第2以下に掲げる「地域活性化起業人制度」（以下「本制度」）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

地域活性化起業人は、受入自治体と協議の上、合意した条件の下、「企業派遣型地域活性化起業人」又は「副業型地域活性化起業人」として、6月以上3年以内の期間、継続して、地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事する。

(1) 「企業派遣型地域活性化起業人」

三大都市圏に所在する派遣元企業から受入自治体に派遣される者

(2) 「副業型地域活性化起業人」

三大都市圏の企業等に勤務しながら受入自治体にて副業を行う者

また、総務省は、本制度の推進に取り組む受入自治体に対して、別紙のとおり必要な財政上の措置を講じるほか、先進事例・優良事例の調査や地方自治体への情報提供、地域活性化起業人に対する研修機会の提供等を行う。

第3 対象

(1) 「企業派遣型地域活性化起業人」

① 企業派遣型地域活性化起業人

この要綱における「企業派遣型地域活性化起業人」とは、次に掲げる（ア）から（ウ）までの全てに該当する者をいう。

（ア）三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること（ただし、入社後3月未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。）。

（イ）6月以上3年以内の期間、継続して受入自治体に派遣され、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。

（ウ）派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にあり、以下の要件を満たす者であること。

- ・毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事すること。
- ・派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内にて業務に従事すること。

② 派遣元企業

この要綱における「派遣元企業」とは、次に掲げる（ア）及び（イ）に該当する企業等をいう。

（ア）三大都市圏に所在する企業等であること。

（イ）本制度の趣旨に賛同し、受入自治体と派遣形態や派遣期間中の勤務条件などを協議した上で、6月以上3年以内の期間、企業派遣型地域活性化起業人を受入自

治体に派遣していること。

(2) 「副業型地域活性化起業人」

この要綱における「副業型地域活性化起業人」とは、次に掲げる①から③までの全てに該当する者をいう。

- ① 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること（ただし、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。）。
- ② 6月以上3年以内の期間、継続して受入自治体の業務に従事し、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。
- ③ 受入自治体での業務について、以下の要件を満たす者であること。
 - ・月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
 - ・受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。

(3) 「受入自治体」

この要綱における「受入自治体」とは、本制度の趣旨に賛同して地域活性化起業人を受け入れる意向を持ち、次に掲げる①又は②のいずれかに該当する市町村をいう。

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村（※1）、定住自立圏に取り組む市町村（※2）及び人口減少率が高い市町村（※3）

※1 「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げる（ア）から（キ）までのいずれかに該当する市町村である。

- （ア）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村を含む。）
- （イ）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村
- （ウ）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- （エ）半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- （オ）奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

(カ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

(キ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2 「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。

中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村

※3 「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村である。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村

第4 その他事業推進に当たっての留意事項

(1) 本制度は、地方自治体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査のうえ、別紙のとおり、財政上の措置を講じるものであること。

(2) 企業派遣型地域活性化起業人の派遣形態及び派遣期間中の勤務条件等については、派遣元企業と受入自治体が合意した上で決定すること。

(3) 副業型地域活性化起業人の副業形態及び条件等については、副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体が合意した上で決定すること。

なお、副業型地域活性化起業人になろうとする者は、事前に勤務する企業等から、副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾等を得ること。

(4) 受入自治体は、地域活性化起業人が円滑に業務に従事できるよう、研修の実施、地域との交流の機会の確保など必要な配慮を行うこと。また、企業派遣型地域活性化起業人の派遣元企業や副業型地域活性化起業人が勤務する企業等と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に地域活性化起業人を従事させないなど、公正な職務執行を確保するため必要な配慮を行うこと。

(5) 本制度の趣旨に鑑み、同一の受入自治体が同一の人物を連続して地域活性化起業人として受け入れる場合、本制度の対象は3年を上限とすること。

また、同一の受入自治体が同一の派遣元企業から連続して企業派遣型地域活性化起業人を受け入れる場合、本制度の対象は3年を上限とすること（ただし、前回の本制度対象終了時から1年を経過した場合には、前回対象となっていた派遣元企業からの受入れであっても本制度の対象とする。なお、この場合においても、同一の人物を連続して受け入れる場合、3年が上限となる。）。

(6) 同一の人物が地域活性化起業人として同時期に派遣される又は副業することができる市町村は1のみとすること。

また、同一の人物が同時期に企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることもできないこと。

「地域活性化起業人制度」の推進に向けた財政措置について

受入自治体が、本要綱に基づき地域活性化起業人制度に取り組む場合の財政支援については、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

1. 算定対象

- ① 企業派遣型地域活性化起業人については、本要綱第3（1）①に該当する者を、副業型地域活性化起業人については、本要綱第3（2）に該当する者を算定対象とする。ただし、企業派遣型地域活性化起業人については、同一の派遣元企業から複数名派遣されている場合、受入自治体1団体あたり2名までを算定対象とし、受入自治体から従前より給与等を支払われている者及び派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にない者は算定対象から除くものとする。
- ② 企業派遣型地域活性化起業人の派遣元企業及び副業型地域活性化起業人が勤務する企業等について、本要綱における「企業等」は、株式会社その他総務大臣が認める法人とする。

2. 対象経費

- ① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費
(例)
 - ・地域活性化起業人を招へいするための募集・PR、派遣元企業や副業型地域活性化起業人になろうとする者との協定等締結のために必要となる経費
 - ・派遣意向企業や副業型地域活性化起業人になろうとする者等の現地視察（現地説明会を含む。）を実施するために必要となるバス、会場等の使用料
- ② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費
(例)
 - ・企業派遣型地域活性化起業人に関する派遣元企業に対する負担金等
 - ・副業型地域活性化起業人に対する報償費等
 - ・地域活性化起業人が研修等を受講するために必要となる旅費、負担金（同行する常勤職員分は除く。）
- ③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費
(例)
 - ・地域活性化起業人が主体となって発案・提案したイベント、調査研究事業に要した経費（旅費・謝金（報償費）、賃借料（備品の購入・買取は除く。）、ワークショップ等に係る経費（印刷費、車両・会場借上費に限るものとし、食料費は除く。）

など)

3. 措置額

① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、その合計額が1,000千円を超えるときは、1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限とする。

会計年度開始の日から地域活性化起業人を受け入れる場合にあつては、当該年度に地域活性化起業人を受け入れることを疎明するに足りる資料を提出する場合にのみ措置の対象とする。また、年度の中途から地域活性化起業人の受入れを開始する場合にあつては、当該年度において受入れが開始されるまでの期間に係る経費を措置の対象とする。

② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費

(ア) 企業派遣型地域活性化起業人

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額とする。ただし、企業派遣型地域活性化起業人1名につき、その合計額が5,600千円を超えるときは、5,600千円を上限とする。

なお、年度の中途から企業派遣型地域活性化起業人の受入れを開始した場合にあつては、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とする。また、受入期間が1年に満たない年度においても同様とする。

(イ) 副業型地域活性化起業人

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額とする。ただし、副業型地域活性化起業人1名につき、報償費等及び旅費それぞれが1,000千円を超えるときは、1,000千円をそれぞれの上限とする。

なお、報償費等については、年度の中途から副業型地域活性化起業人の受入れを開始した場合にあつては、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とする。また、受入期間が1年に満たない年度においても同様とする。

旅費については実際に支出した経費を対象とする。

③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、地域活性化起業人1名につき、その合計額が1,000千円を超えるときは、1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限とする。

○ 「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和3年3月30日付け総行応第78号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p data-bbox="427 405 864 435">「地域活性化起業人制度」推進要綱</p> <p data-bbox="450 515 1016 545">令和3年3月30日（総行応第78号）制定</p> <p data-bbox="450 568 1097 598"><u>令和6年3月29日（総行応第131号）一部改正</u></p> <p data-bbox="172 681 315 711">第1 趣旨</p> <p data-bbox="199 737 1097 932">我が国は人口減少時代に突入しており、その克服に向けては、地域に住む人々が自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成するため、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいくことが重要とされている。</p> <p data-bbox="199 957 1097 1099">人口減少時代が<u>続けば</u>、将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下を<u>招き</u>、深刻な事態になるといった認識を、官民間わず共有し、的確な政策を地域全体で展開していくことが、今後重要となってくる。</p> <p data-bbox="199 1125 1097 1372">こうした中で、地方圏へのひとの流れを創出することに向けて、三大都市圏に所在する企業等の社員が、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することは、地方自治体にとって、例えば、マーケティング技術を活かした観光客の誘客や地域特産品の販路開拓、企業のノウハウを活かした地域中小企業支援や、中心市街地活性化の実施、専門的</p>	<p data-bbox="1245 405 1962 435">「地域活性化起業人制度 <u>（企業人材派遣制度）</u>」推進要綱</p> <p data-bbox="1408 515 1975 545">令和3年3月30日（総行応第78号）制定</p> <p data-bbox="1131 681 1274 711">第1 趣旨</p> <p data-bbox="1158 737 2056 932">我が国は人口減少時代に突入しており、その克服に向けては、地域に住む人々が自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成するため、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいくことが重要とされている。</p> <p data-bbox="1158 957 2056 1099">人口減少時代が<u>続けば</u>将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下を<u>招き</u>深刻な事態になるといった認識を、官民間わず共有し、的確な政策を地域全体で展開していくことが、今後重要となってくる。</p> <p data-bbox="1158 1125 2056 1372">こうした中で、地方圏へのひとの流れを創出することに向けて、三大都市圏に所在する企業等の社員が、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することは、地方自治体にとって、例えば、マーケティング技術を活かした観光客の誘客や地域特産品の販路開拓、企業のノウハウを活かした地域中小企業支援や、中心市街地活性化の実施、専門的</p>

知識を活かしたデジタル化の推進など、企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開することができるため、有効な方策と考えられる。また、企業にとっても、社員の人材育成や地方圏との人的交流のみならず、企業における社会貢献を新しい形で果たすことや、経験豊富なシニア人材への新たなライフステージの提供などにもつながる。

また、近年、都市住民の地方への関心が高まり、企業においても社員の副業を認める潮流が加速する中、都市部の企業人材の「自らのスキルで社会貢献したい」というニーズを生かし、副業の形態により企業人材が個人として地域活性化の取組を展開することも、地方の関係人口の創出・拡大にも資する有益な方策と考えられる。

これらを踏まえ、総務省としてより幅広い観点から、地域を起こす企業人材の仕組みとして、第2以下に掲げる「地域活性化起業人制度」（以下「本制度」）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

(削除)

知識を活かしたデジタル化の推進など、企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開することができるため、有効な方策と考えられる。また、企業にとっても、社員の人材育成や地方圏との人的交流のみならず、企業における社会貢献を新しい形で果たすとともに、経験豊富なシニア人材への新たなライフステージの提供などにもつながる。

これらを踏まえ、総務省としてより幅広い観点から、地域を起こす企業人材の仕組みとして、第2以下に掲げる「地域活性化起業人制度」（以下「本制度」）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れを創出できるよう、このような取組に対し、総務省として必要な支援を行う。

地域活性化起業人は、受入自治体と協議の上、合意した条件の下、「企業派遣型地域活性化起業人」又は「副業型地域活性化起業人」として、6月以上3年以内の期間、継続して、地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事する。

(1) 「企業派遣型地域活性化起業人」

三大都市圏に所在する派遣元企業から受入自治体に派遣される者

(2) 「副業型地域活性化起業人」

三大都市圏の企業等に勤務しながら受入自治体にて副業を行う者

また、総務省は、本制度の推進に取り組む受入自治体に対して、別紙のとおり必要な財政上の措置を講じるほか、先進事例・優良事例の調査や地方自治体への情報提供、地域活性化起業人に対する研修機会の提供等を行う。

(削除)

(1) 地域活性化起業人

地域活性化起業人は、6月以上3年以内の期間、継続して派遣元企業から受入自治体に派遣され、地方圏へのひとの流れを創出することを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事する。

(2) 派遣元企業

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>派遣元企業は、受入自治体と派遣形態や派遣期間中の勤務条件などを協議し、6月以上3年以内の期間、地域活性化起業人として社員を受入自治体に派遣する。</u></p> <p><u>(3) 受入自治体</u></p> <p><u>受入自治体は、派遣元企業と協議のうえ、地域活性化起業人を受入れ、地方圏へひとの流れを創ることを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事させる。</u></p> <p><u>(4) 総務省</u></p> <p><u>総務省は、本制度の推進に取り組む受入自治体に対して、別紙のとおり必要な財政上の支援を行うほか、先進事例・優良事例の調査や地方自治体への情報提供、地域活性化起業人に対する研修機会の提供等を行う。</u></p>
<p>第3 対象</p> <p>(1) 「<u>企業派遣型</u>地域活性化起業人」</p> <p>① <u>企業派遣型地域活性化起業人</u></p> <p>この要綱における「<u>企業派遣型</u>地域活性化起業人」とは、次に掲げる <u>(ア) から (ウ) までの全て</u>に該当する者をいう。</p> <p><u>(ア)</u> 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日</p>	<p>第3 対象</p> <p>(1) 「地域活性化起業人」</p> <p>この要綱における「地域活性化起業人」とは、次に掲げる①及び②に該当する者をいう。</p> <p>① 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣</p>

閣議決定)に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。)に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。)であること(ただし、入社後3月未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。)

(イ) 6月以上3年以内の期間、継続して受入自治体に派遣され、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。

(ウ) 派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にあり、以下の要件を満たす者であること。

- ・毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事すること。
- ・派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。

② 派遣元企業

この要綱における「派遣元企業」とは、次に掲げる(ア)及び(イ)に該当する企業等をいう。

(ア) 三大都市圏に所在する企業等であること。

議決定)に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。)に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。)であること(ただし、入社後2年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。)

② 6月以上3年以内の期間、継続して受入自治体に派遣され、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れを創り出すことを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。

(イ) 本制度の趣旨に賛同し、受入自治体と派遣形態や派遣期間中の勤務条件などを協議した上で、6月以上3年以内の期間、企業派遣型地域活性化起業人を受入自治体に派遣していること。

(2) 「副業型地域活性化起業人」

この要綱における「副業型地域活性化起業人」とは、次に掲げる①から③までの全てに該当する者をいう。

① 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること（ただし、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。）。

② 6月以上3年以内の期間、継続して受入自治体の業務に従事し、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。

③ 受入自治体での業務について、以下の要件を満たす者であること。

・月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。

・受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。

(削除)

(3) 「受入自治体」

この要綱における「受入自治体」とは、本制度の趣旨に賛同して地域活性化起業人を受け入れる意向を持ち、次に掲げる①又は②のいずれかに該当する市町村をいう。

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村（※1）、定住自立圏に取り組む市町村（※2）及び人口減少率が高い市町村（※3）

※1 「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げる(ア)から(キ)までのいずれかに該当する市町村である。

(ア) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第2項の

(2) 「派遣元企業」

この要綱における「派遣元企業」とは、次に掲げる①及び②に該当する民間企業をいう。

- ① 三大都市圏に所在する企業等であること。
- ② 本制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を受入自治体に派遣していること。

(3) 「受入自治体」

この要綱における「受入自治体」とは、本制度の趣旨に賛同して地域活性化起業人を受け入れる意向を持ち、次に掲げる①又は②のいずれかに該当する地方自治体をいう。

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村（※1）、定住自立圏に取り組む市町村（※2）及び人口減少率が高い市町村（※3）

※1 「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げる(イ)から(ト)までのいずれかに該当する市町村である。

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第2項の

規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村を含む。)

(イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

(ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

(エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

(オ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

(カ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

(キ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2 「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。

中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村

※3 「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村であ

規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村を含む。)

(ロ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

(ハ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

(ニ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

(ホ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

(ヘ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

(ト) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2 「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。

中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村

※3 「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村であ

る。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村

第4 その他事業推進に当たっての留意事項

（1）本制度は、地方自治体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査のうえ、別紙のとおり、財政上の措置を講じるものであること。

（2）企業派遣型地域活性化起業人の派遣形態及び派遣期間中の勤務条件等については、派遣元企業と受入自治体が合意した上で決定すること。

（3）副業型地域活性化起業人の副業形態及び条件等については、副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体が合意した上で決定すること。

る。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村。

第4 その他事業推進に当たっての留意事項

（1）本制度は、地方自治体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査のうえ、別紙のとおり、財政上の支援措置を講じるものであること。

（2）派遣形態及び派遣期間中の地域活性化起業人の勤務条件等については、派遣元企業と受入自治体が合意した上で決定すること。
なお、受入自治体は、総務省から必要な情報提供等を行うため、本制度の実施前に総務省へ連絡すること。

なお、副業型地域活性化起業人になろうとする者は、事前に勤務する企業等から、副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾等を得ること。

(4) 受入自治体は、地域活性化起業人が円滑に業務に従事できるよう、研修の実施、地域との交流の機会の確保など必要な配慮を行うこと。また、企業派遣型地域活性化起業人の派遣元企業や副業型地域活性化起業人が勤務する企業等と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に地域活性化起業人を従事させないなど、公正な職務執行を確保するため必要な配慮を行うこと。

(5) 本制度の趣旨に鑑み、同一の受入自治体が同一の人物を連続して地域活性化起業人として受け入れる場合、本制度の対象は3年を上限とすること。

また、同一の受入自治体が同一の派遣元企業から連続して企業派遣型地域活性化起業人を受け入れる場合、本制度の対象は3年を上限とすること（ただし、前回の本制度対象終了時から1年を経過した場合には、前回対象となっていた派遣元企業からの受入れであっても本制度の対象とする。なお、この場合においても、同一の人物を連続して受け入れる場合、3年が上限となる。）。

(3) 受入自治体は、地域活性化起業人が円滑に業務に従事できるよう、研修の実施、地域との交流の機会の確保など必要な配慮を行うこと。また、派遣元企業と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に地域活性化起業人を従事させないなど、公正な職務執行を確保するため必要な配慮を行うこと。

(4) 本制度の趣旨に鑑み、同一の受入自治体が同一の派遣元企業から連続して地域活性化起業人を受け入れる場合、本制度の対象は3年を上限とすること（ただし、前回の本制度対象終了時から1年を経過した場合には、前回対象となっていた派遣元企業からの受入れであっても本制度の対象とする。）。

(6) 同一の人物が地域活性化起業人として同時期に派遣される又は副業することができる市町村は1のみとすること。

また、同一の人物が同時期に企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることもできないこと。

(削除)

第5 その他

「地域おこし企業人交流プログラム推進要綱」(平成27年3月3日付け総行応第70号総務省地域力創造審議官通知)は、廃止する。

【別紙】

「地域活性化起業人制度」の推進に向けた財政措置について

受入自治体が、本要綱に基づき地域活性化起業人制度に取り組む場合の財政支援については、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

1. 算定対象

- ① 企業派遣型地域活性化起業人については、本要綱第3（1）①に該当する者を、副業型地域活性化起業人については、本要綱第3（2）に該当する者を算定対象とする。ただし、企業派遣型地域活性化起業人については、同一の派遣元企業から複数名派遣されている場合、受入自治体1団体あたり2名までを算定対象とし、受入自治体から従前より給与等を支払われている者及び派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にない者は算定対象から除くものとする。

【別紙】

「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）」の推進に向けた財政措置について

受入自治体が、本要綱に基づき地域活性化起業人制度に取り組む場合の財政支援については、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

1. 算定対象

- ① 地域活性化起業人について、本要綱第3（1）に該当する者を算定対象とする。ただし、同一の派遣元企業から複数名派遣されている場合、受入自治体1団体あたり2名までを算定対象とし、受入自治体から給与等を支払われている者及び派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にない者は算定対象から除くものとする。

② 企業派遣型地域活性化起業人の派遣元企業及び副業型地域活性化起業人が勤務する企業等について、本要綱における「企業等」は、株式会社その他総務大臣が認める法人とする。

2. 対象経費

① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費

(例)

- ・地域活性化起業人を招へいするための募集・PR、派遣元企業や副業型地域活性化起業人になろうとする者との協定等締結のために必要となる経費
- ・派遣意向企業や副業型地域活性化起業人になろうとする者等の現地視察（現地説明会を含む。）を実施するために必要となるバス、会場等の使用料

② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費

(例)

- ・企業派遣型地域活性化起業人に関する派遣元企業に対する負担金等
- ・副業型地域活性化起業人に対する報償費等
- ・地域活性化起業人が研修等を受講するために必要となる旅費、負担金（同行する常勤職員分は除く。）

② 派遣元企業について、本要綱第3（1）①及び（2）①の「企業等」は、株式会社その他総務大臣が認める法人とする。

2. 対象経費

① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費

(例)

- ・地域活性化起業人を招へいするための募集・PR、派遣元企業との協定締結のために必要となる経費
- ・派遣意向企業の現地視察（現地説明会を含む。）を実施するために必要となるバス、会場等の使用料

② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費

(例)

- ・派遣元企業に対する負担金等
- ・地域活性化起業人が研修等を受講するために必要となる旅費、負担金（同行する常勤職員分は除く。）

③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費

(例)

- ・地域活性化起業人が主体となって発案・提案したイベント、調査研究事業に要した経費（旅費・謝金（報償費）、賃借料（備品の購入・買取は除く。）、ワークショップ等に係る経費（印刷費、車両・会場借上費に限るものとし、食料費は除く。）など）

3. 措置額

① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、その合計額が1,000千円を超えるときは、1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限とする。

会計年度開始の日から地域活性化起業人を受け入れる場合にあっては、当該年度に地域活性化起業人を受け入れることを疎明するに足りる資料を提出する場合にのみ措置の対象とする。また、年度の中途から地域活性化起業人の受入れを開始する場合にあっては、当該年度において受入れが開始されるまでの期間に係る経費を措置の対象とする。

② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費

(ア) 企業派遣型地域活性化起業人

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額とする。

③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費

(例)

- ・地域活性化起業人が主体となって発案・提案したイベント、調査研究事業に要した経費（旅費・謝金（報償費）、賃借料（備品の購入・買取は除く。）、ワークショップ等に係る経費（印刷費、車両・会場借上費に限るものとし、食料費は除く。）など）

3. 措置額

① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、その合計額が1,000千円を超えるときは、1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限とする。

会計年度開始の日から地域活性化起業人を受け入れる場合にあっては、当該年度に地域活性化起業人を受け入れることを疎明するに足りる資料を提出する場合にのみ措置の対象とする。また、年度の中途から地域活性化起業人の受入れを開始する場合にあっては、当該年度において受入れが開始されるまでの期間に係る経費を措置の対象とする。

② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額とする。た

ただし、企業派遣型地域活性化起業人1名につき、その合計額が5,600千円を超えるときは、5,600千円を上限とする。

なお、年度の中途から企業派遣型地域活性化起業人の受入れを開始した場合にあっては、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とする。また、受入期間が1年に満たない年度においても同様とする。

(イ) 副業型地域活性化起業人

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額とする。

ただし、副業型地域活性化起業人1名につき、報償費等及び旅費それぞれが1,000千円を超えるときは、1,000千円をそれぞれの上限とする。

なお、報償費等については、年度の中途から副業型地域活性化起業人の受入れを開始した場合にあっては、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とする。また、受入期間が1年に満たない年度においても同様とする。

旅費については実際に支出した経費を対象とする。

③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、地域活性化起業人1名につき、その合計額が1,000千円を超えるときは、1,000千円に0.5を乗じて

ただし、地域活性化起業人1名につき、その合計額が5,600千円を超えるときは、5,600千円を上限とする。

なお、年度の中途から地域活性化起業人の受入れを開始した場合にあっては、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とする。また、受入期間が1年に満たない年度においても同様とする。

③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、地域活性化起業人1名につき、その合計額が1,000千円を超えるときは、1,000千円に0.5を

得た額を上限とする。

乗じて得た額を上限とする。

きぎょうじん
地域活性化起業人の活用に係る Q & A

令和 4 年 4 月 1 4 日
一部改正 令和 4 年 5 月 2 5 日
一部改正 令和 4 年 6 月 9 日
一部改正 令和 5 年 6 月 2 8 日
一部改正 令和 6 年 3 月 2 9 日

Q 1 企業派遣型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。

- 「企業派遣型地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。
 - ① 派遣元企業と受入自治体のマッチング
 - ② 派遣元企業と受入自治体との間で協定書案を作成（別添「企業派遣型地域活性化起業人協定チェックリスト」にて確認）
 - ③ 協定書に基づき協定を締結
 - ④ 人材の受入開始

Q 2 副業型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。

- 「副業型地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。
 - ① 副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体のマッチング
 - ② 副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体との間で契約書等の案を作成（別添「副業型地域活性化起業人契約等チェックリスト」にて確認）
 - ③ 副業型地域活性化起業人になろうとする者は、勤務する企業等から、副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾等を事前に得る（受入自治体への承諾書等の提出）
 - ④ 契約書等に基づき契約等を締結
 - ⑤ 副業の開始

Q 3 制度を活用するにあたっては、事前に総務省に制度活用の許可を取する必要がありますか。

- 「地域活性化起業人」は特別交付税措置に基づく制度であり、制度の活用を総務省が許可するものではありませんので、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要はありません。

Q 4 制度の活用開始時期に期限はありますか。

- 制度の活用はいつでも可能です。なお、制度の活用開始時期に関わらず、特別交付税は年度末に措置されます。
- 派遣元企業に対する負担金など企業派遣型地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費（上限額 年間560万円／人）について、年度の中途から企業派遣型地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。
- また、副業型地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費のうち報償費等（上限額 年間100万円／人）について、年度の中途から副業型地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。なお、旅費については、支出した実額で措置されます（上限額 年間100万円／人）。

Q 5 企業派遣型地域活性化起業人における、派遣元企業への負担金等は、総務省から派遣元企業に直接振り込まれますか。

- 特別交付税は市町村に措置されるものですので、総務省から、派遣元企業に直接お支払いすることはありません。
- なお、企業派遣型地域活性化起業人への給与については、派遣元企業と受入自治体との協定書により定めていただくものです。

Q 6 企業派遣型地域活性化起業人において、協定期間中に派遣元企業から派遣する者を変えてもいいでしょうか。

- 企業派遣型地域活性化起業人は、「地域活性化起業人制度」推進要綱第3（1）①（イ）において、6月以上3年以内の期間、継続して受入自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上等の業務に従事する者としています。
- 協定期間中に派遣する者を変えることは差し支えありませんが、派遣元企業から派遣された者について、派遣期間が継続した6月以上でない場合は、当該者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

Q 7 支店、支社等から地域活性化起業人を受け入れることはできますか。

- 地域活性化起業人になろうとする者が三大都市圏に本社機能を有する企業等に所属する社員であれば、三大都市圏外の支社、支店等から地域活性化起業人として受け入れることができます。
- ただし、企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者は除くこととしておりますので御留意ください。

Q 8 協定等を締結する際に留意すべきことはありますか。

- 「地域活性化起業人制度」は、市町村が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置を講じるものです。
- よって、地域活性化起業人は、受入自治体の希望する業務内容に対応できるノウハウや知見を十分に有していることが必要であり、受入自治体においては、派遣元企業や副業型地域活性化起業人になろうとする者と十分に協議し、そのノウハウや知見を確認の上、協定等を締結してください。
- また、別添「チェックリスト」にて確認するほか、特に以下に御留意ください。

- 企業派遣型地域活性化起業人においては、入社後3月未満の者や、派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にない者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

なお、「派遣期間中の主たる勤務地」とは、以下の要件を満たす場合をいいます。

- ・ 毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事すること。
- ・ 派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。

- 副業型地域活性化起業人においては、受入自治体での業務について、以下の要件を満たす場合に特別交付税措置の対象となりますので、御留意ください。

- ・ 月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
- ・ 受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。

Q9 地域活性化起業人として、同時期に2つの市町村へ派遣されること及び同時期に2つの市町村で副業を行うことは可能ですか。また、企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることは可能ですか。

- 地域活性化起業人については、企業派遣型及び副業型ともに、適切な就業時間の管理や労働者等の安全への配慮を実施する観点から、同一の人物が同時期に2つ以上の市町村で就業することはできません。
- また、同一の人物が同時期に企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることもできません。
- なお、企業派遣型及び副業型ともに、同一の人物を同一の受入自治体において受け入れる場合、本制度の対象は3年が上限となります。同一の人物について、現在の受入自治体以外の他の市町村で新たに地域活性化起業人として受け入れる場合は、企業派遣型及び副業型ともに同制度の対象となります。

Q10 副業型地域活性化起業人における留意点はありますか。

- 企業等に勤務する者が、市町村で副業を行う際は、市町村と副業型地域活性化起業人になろうとする者との間で、業務委託契約や雇用契約を締結することになりますが、雇用契約を締結するにあたっては、厚生労働省の「副業・兼業のガイドライン（令和4年7月改訂）」を参考にしつつ、適切な労働時間の管理や労働者の安全への配慮を行ってください。
- また、業務委託契約を締結することも想定されますが、この場合であっても、就業時間が長時間とならないよう適切な配慮を行うほか、副業人材の健康確保に資する適切な措置を講じてください。なお、契約形式のいかんに関わらず、その活動の実態上、「労働者」であると判断されれば、労働関係法令（具体的には労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等）が適用されますので、御留意願います。
- 副業を行うことにより、20万円以上の副収入がある場合は、個人による確定申告が必要となりますので、適切に対応するよう労働者等へ周知してください。

Q11 副業型地域活性化起業人の業務委託の契約書等にはどのような記載が考えられますか。

- 業務委託の契約書等については、主に以下のような項目を規定することが想定されます。
 - ・名称・趣旨
 - ・委嘱
 - ・業務内容
 - ・業務形態
 - ・委嘱期間
 - ・報償費・旅費等 等

Q12 副業型地域活性化起業人の受入自治体における滞在日数要件である「月1日」については、要件である「月4日」や「月20時間」に含めることができますか。

- 受入自治体における滞在要件である「月1日」については、その業務内容に合わせ、要件である「月4日」や「月20時間」に含めても差し支えありません。
なお、「月1日」の滞在要件は、受入自治体内での地域住民や職員との対面での交流など、本制度の趣旨である地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大のために必要な要件としております。

Q13 一般社団法人やNPO法人等に所属する者は、地域活性化起業人の対象となりますか。

- 一般社団法人やNPO法人等は、推進要綱別紙1②の「企業等」に該当しますが、地域活性化起業人の対象としては、定款等に基づき、その法人にて主たる活動に直接従事している者を対象とするものであって、単なる会員等は対象となりません。

【別添】

「企業派遣型地域活性化起業人協定チェックリスト」

「副業型地域活性化起業人契約等チェックリスト」

○ 地域活性化起業人の活用に係るQ&A

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>Q 1 <u>企業派遣型</u>地域活性化起業人の<u>制度</u>活用までの流れは、どのようなものですか。</p> <p>○ 「<u>企業派遣型</u>地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。</p> <p>① 派遣元企業と受入自治体のマッチング</p> <p>② 派遣元企業と受入自治体との間で協定書案を作成 (<u>別添「企業派遣型地域活性化起業人協定チェックリスト」にて確認</u>)</p> <p>③ <u>協定書に基づき協定を締結</u></p> <p>④ 人材の受入開始</p> <p>Q 2 <u>副業型</u>地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなもの<u>ですか。</u></p>	<p>Q 1 地域活性化起業人の活用までの流れは、どのようなものですか。</p> <p>○ 「地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。</p> <p>① 派遣元企業と受入自治体のマッチング</p> <p>② 派遣元<u>の</u>企業と受入自治体との間で協定書案を作成</p> <p>③ <u>受入自治体から協定書案を、総務省に送付</u></p> <p>④ <u>総務省にて、協定書を確認</u> <u>確認後、受入自治体に確認結果を連絡</u></p> <p>⑤ <u>協定書の締結</u></p> <p>⑥ 人材の受入開始</p>

○ 「副業型地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。

① 副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体のマッチング

② 副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体との間で契約書等の案を作成（別添「副業型地域活性化起業人契約等チェックリスト」にて確認）

③ 副業型地域活性化起業人になろうとする者は、勤務する企業等から、副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾等を事前に得る（受入自治体への承諾書等の提出）

④ 契約書等に基づき契約等を締結

⑤ 副業の開始

Q 3 制度を活用するにあたっては、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要がありますか。

○ 「地域活性化起業人」は特別交付税措置に基づく制度であり、制度の活用を総務省が許可するものではありませんので、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要はありません。

Q 2 制度を活用するにあたっては、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要がありますか。

○ 「地域活性化起業人」は特別交付税措置に基づく制度であり、制度の活用を総務省が許可するものではありませんので、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要はありません。

Q 4 制度の活用開始時期に期限はありますか。

○ 制度の活用はいつでも可能です。なお、制度の活用開始時期に関わらず、特別交付税は年度末に措置されます。

○ 派遣元企業に対する負担金など企業派遣型地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費（上限額 年間560万円／人）について、年度の中から企業派遣型地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。

○ また、副業型地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費のうち報償費等（上限額 年間100万円／人）について、年度の中から副業型地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。なお、旅費については、支出した実額で措置されます（上限額 年間100万円／人）。

Q 5 企業派遣型地域活性化起業人における、派遣元企業への負担金等は、総務省から派遣元企業に直接振り込まれますか。

Q 3 制度の活用開始時期に期限はありますか。

○ 制度の活用はいつでも可能です。

○ なお、派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費（上限額 年間560万円／人）について、年度の中から地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。また、制度の活用開始時期に関わらず、特別交付税は年度末に措置されます。

Q 4 企業への負担金等は総務省から企業に直接振り込まれますか。

○ 特別交付税は市町村に措置されるものですので、総務省から、派遣元企業に直接お支払いすることはありません。

○ なお、企業派遣型地域活性化起業人への給与については、派遣元企業と受入自治体との協定書により定めていただくものです。

(削除)

Q 6 企業派遣型地域活性化起業人において、協定期間中に派遣元企業から派遣する者を変えてもいいでしょうか。

○ 特別交付税は地方公共団体に措置されるものですので、総務省から、企業に直接お支払いすることはありません。

○ なお、起業人への給与については、派遣元企業と受入自治体との協定書により定めていただくものです。

Q 5 推進要綱に「受入自治体は、総務省から必要な情報提供等を行うため、制度の実施前に総務省へ連絡すること。」とありますが、どのタイミングで連絡をすればよいでしょうか。

○ 総務省への連絡は、派遣元企業と受入自治体とで協定書案を作成した後に、受入自治体から総務省宛てにメールでお送りいただきますようお願いいたします。

○ 総務省にて確認の上、受入自治体に確認結果を連絡いたします。
送付先 : chiikikasseikal@soumu.go.jp

Q 6 協定期間中に企業から派遣する者を変えてもいいでしょうか。

○ 企業派遣型地域活性化起業人は、「地域活性化起業人制度」推進要綱第3(1)①(イ)において、6月以上3年以内の期間、継続して受入自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上等の業務に従事する者としています。

○ 協定期間中に派遣する者を変えることは差し支えありませんが、派遣元企業から派遣された者について、派遣期間が継続した6月以上でない場合は、当該者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

Q7 支店、支社等から地域活性化起業人を受け入れることはできますか。

○ 地域活性化起業人になろうとする者が三大都市圏に本社機能を有する企業等に所属する社員であれば、三大都市圏外の支社、支店等から地域活性化起業人として受け入れることができます。

○ ただし、企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者は除くこととしておりますので御留意ください。

○ 地域活性化起業人は、「地域活性化起業人制度 (企業人材派遣制度)」推進要綱第3(1)②にて、6月以上3年以内の期間、継続して受入自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上等の業務に従事する者としています。

○ 協定期間中に派遣する者を変えることは差し支えありませんが、企業から派遣された者について、派遣期間が継続した6か月以上でない場合は、当該者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

Q7 支店、支社等から地域活性化起業人を受け入れることは出来ますか。

○ 三大都市圏に本社機能を有する企業等に所属する社員であれば、三大都市圏外の支社、支店等から地域活性化起業人として受け入れることが出来ます。

○ ただし、企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者は除くこととしておりますので御留意ください。

Q 8 協定等を締結する際に留意すべきことはありますか。

○ 「地域活性化起業人制度」は、市町村が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置を講じるものです。

○ よって、地域活性化起業人は、受入自治体の希望する業務内容に対応できるノウハウや知見を十分に有していることが必要であり、受入自治体においては、派遣元企業や副業型地域活性化起業人になろうとする者と十分に協議し、そのノウハウや知見を確認の上、協定等を締結してください。

○ また、別添「チェックリスト」にて確認するほか、特に以下に御留意ください。

○ 企業派遣型地域活性化起業人においては、入社後3月未満の者や、派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にない者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

なお、「派遣期間中の主たる勤務地」とは、以下の要件を満たす場合をいいます。

Q 8 協定を締結する際に留意すべきことはありますか。

○ 「地域活性化起業人」制度は、地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置を講じるものです。

○ 地域活性化起業人は、ノウハウや知見を十分に有していると外形的に判断できる者としておりますので、地域要件を満たす企業等に勤務する職員であっても入社後2年未満の者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

○ 派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にない者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

なお、「派遣期間中の主たる勤務地」とは、以下の要件を満たす場合をいいます。

- ・毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事すること。
- ・派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。

○ 副業型地域活性化起業人においては、受入自治体での業務について、以下の要件を満たす場合に特別交付税措置の対象となりますので、御留意ください。

- ・月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
- ・受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。

Q9 地域活性化起業人として、同時期に2つの市町村へ派遣されること及び同時期に2つの市町村で副業を行うことは可能ですか。また、企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることは可能ですか。

○ 地域活性化起業人については、企業派遣型及び副業型ともに、適切な就業時間の管理や労働者等の安全への配慮を実施する観点から、同一の人物が同時期に2つ以上の市町村で就業することはできません。

- ・毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上を受入自治体の区域内にて業務に従事すること
- ・派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること

○ また、同一の人物が同時期に企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることもできません。

○ なお、企業派遣型及び副業型ともに、同一の人物を同一の受入自治体において受け入れる場合、本制度の対象は3年が上限となります。同一の人物について、現在の受入自治体以外の他の市町村で新たに地域活性化起業人として受け入れる場合は、企業派遣型及び副業型ともに同制度の対象となります。

Q10 副業型地域活性化起業人における留意点はありますか。

○ 企業等に勤務する者が、市町村で副業を行う際は、市町村と副業型地域活性化起業人になろうとする者との間で、業務委託契約や雇用契約を締結することになりますが、雇用契約を締結するにあたっては、厚生労働省の「副業・兼業のガイドライン（令和4年7月改訂）」を参考にしつつ、適切な労働時間の管理や労働者の安全への配慮を行ってください。

○ また、業務委託契約を締結することも想定されますが、この場合であっても、就業時間が長時間とならないよう適切な配慮を行うほか、副業人材の健康確保に資する適切な措置を講じてください。なお、契約形式

のいかんに関わらず、その活動の実態上、「労働者」と判断されれば、労働関係法令（具体的には労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等）が適用されますので、御留意願います。

○ 副業を行うことにより、20万円以上の副収入がある場合は、個人による確定申告が必要となりますので、適切に対応するよう労働者等へ周知してください。

Q11 副業型地域活性化起業人の業務委託の契約書等にはどのような記載が考えられますか。

○ 業務委託の契約書等については、主に以下のような項目を規定することが想定されます。

・名称・趣旨

・委嘱

・業務内容

・業務形態

・委嘱期間

・報償費・旅費等 等

Q12 副業型地域活性化起業人の受入自治体における滞在日数要件である「月1日」については、要件である「月4日」や「月20時間」に含めることができますか。

○ 受入自治体における滞在要件である「月1日」については、その業務内容に合わせ、要件である「月4日」や「月20時間」に含めても差し支えありません。

なお、「月1日」の滞在要件は、受入自治体内での地域住民や職員との対面での交流など、本制度の趣旨である地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大のために必要な要件としております。

Q13 一般社団法人やNPO法人等に所属する者は、地域活性化起業人の対象となりますか。

○ 一般社団法人やNPO法人等は、推進要綱別紙1②の「企業等」に該当しますが、地域活性化起業人の対象としては、定款等に基づき、その法人にて主たる活動に直接従事している者を対象とするものであって、単なる会員等は対象となりません。

【別添】

「企業派遣型地域活性化起業人協定チェックリスト」

「副業型地域活性化起業人契約等チェックリスト」

企業派遣型地域活性化起業人 協定チェックリスト（R6.4）

協定の締結に際し、受入自治体と派遣元企業にて十分に協議した上で、下記の全ての項目をご確認ください。

- 地域独自の魅力や価値の向上に繋がる業務内容となっていること。
- 受入自治体は、起業人のノウハウや知見に対し、受入自治体の希望する業務内容に対応できることを確認していること。
- 派遣期間は6月以上3年以内の期間であること。
- 派遣元企業は3大都市圏に所在すること。
- 起業人は、派遣元企業において入社後3月以上の勤務歴があること。
- 起業人は派遣元企業からの派遣の際、現に受入自治体の区域内に勤務する者ではないこと。
- 毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上を受入自治体の区域内にて業務に従事すること。
- 派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。
- 起業人の派遣元企業と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に従事していないこと。
- 同一の受入自治体が同一の人物を起業人として受入れて3年以内であること。
- 同一の派遣元企業からの起業人の受入れが3年以内であること。（ただし、前回の本制度対象終了時から1年を経過した場合には、前回対象となっていた派遣元企業からの受入れであっても本制度の対象となる。）
- 起業人は同時期に他の自治体でも起業人となっていないこと。
- 起業人は同時期に企業派遣型と副業型を兼ねていないこと。
- 協定書に「企業派遣型地域活性化起業人制度」の趣旨が記載されていること。
- 協定書に派遣元企業への負担金等の支払の記載があること。
- 業務委託契約ではなく、協定となっていること。
- 同一の派遣元企業から企業派遣型地域活性化起業人としての派遣人数が2名以内となっていること。
- 受入自治体から、従前より（起業人制度以外）、給与等が支払われていないこと。

【問合せ先】

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

電話：03-5253-5392 メール：chiikikasseika1@soumu.go.jp

副業型地域活性化起業人 契約等チェックリスト（R6.4）

契約等の締結に際し、受入自治体と副業型地域活性化起業人になろうとする者にて十分に協議した上で、下記の全ての項目をご確認ください。

- 地域独自の魅力や価値の向上に繋がる業務内容となっていること。
- 受入自治体は、起業人のノウハウや知見に対し、受入自治体の希望する業務内容に対応できることを確認していること。
- 派遣期間は6月以上3年以内の期間であること。
- 起業人が勤務する企業等は3大都市圏に所在すること。
- 起業人は、現に受入自治体の区域内に勤務する者ではないこと。
- 月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
- 受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。
- 起業人は、勤務する企業等から、起業人になる旨の承諾等を事前に得ていること。
(受入自治体への承諾書等の提出が必要)
- 起業人の勤務する企業等と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に従事していないこと。
- 同一の受入自治体が同一の人物を起業人として受入れて3年以内であること。
- 起業人は同時期に他の自治体でも起業人となっていないこと。
- 起業人は同時期に企業派遣型と副業型を兼ねていないこと。
- 契約書等に「副業型地域活性化起業人制度」の趣旨が記載されていること。

【問合せ先】

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

電話：03-5253-5392 メール：chiikikasseika1@soumu.go.jp